非居住者非課税制度に係る業務担当部署届出書

（短期社債振替制度用）

提出日　　　　年　　月　　日

株式会社証券保管振替機構　御中

機構加入者名

（連絡先部署／担当者：　　　　　　　　／　　　　）

（連絡先電話番号：　（　　　）　　　－　　　）

　以下のとおり届け出ます。

　１．非居住者非課税制度の取扱いについて

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 該当に☑ | □　取扱開始（注１） | 当社は、短期社債振替制度において、租税特別措置法上に定める非居住者非課税制度の適用を受ける銘柄（以下「J-BIEM適用銘柄」という。）について、今後の予定を含め、取り扱うこととしました。 |
| □　取扱廃止（注2） | 当社は、J-BIEM適用銘柄について、取り扱わないこととしました。 |

　２．業務担当部署連絡先について（注３）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 該当に☑ | □　新　規 | 担　当　部　署  連絡先 Tel: |
| □　変　更（注４） |

(注1)この書類の提出が必要となる機構加入者は、J-BIEM適用銘柄を取り扱うこととした場合、直ちに機構に対してこの書類を提出してください。

（注2）J-BIEM適用銘柄を取り扱うこととしていた機構加入者がJ-BIEM適用銘柄を取り扱わないこととした場合には、直ちに機構に対してこの書類を提出してください。

（注3）会社名、担当部署、連絡先は、Target保振サイトに掲載します。

（注4）会社名、担当部署、連絡先に変更がある場合には、変更欄に☑し変更箇所を記載のうえ、直ちにこの書類を機構に対して提出してください。

（注5）詳細については、機構が定める「一般債振替制度に係る業務処理要領(第５章　振替地方債及び振替社債等の非居住者非課税制度)」を参照してください。

（注6）この書類における用語の意義については、機構が定める「一般債振替制度に係る業務処理要領(第５章　振替地方債及び振替社債等の非居住者非課税制度)」における用語の定義と同一とします。

以　上